

西宮市妊婦のための支援給付事業電子クーポン発行業務募集概要等に関する質問に対する回答

(令和7年1月24日までの受付分)

項番	質問内容	回答
1	提供する各電子クーポンについては契約開始後、状況に応じて他の商品への変更・除外・追加の対応は可能か？	市と受託業者双方の協議・合意のうえであれば可能です。
2	提供する各電子クーポンへの交換レートは等価以下（額面金額以下）となるもののご提供は可能か？ 例）額面 50 000 円分→交換した商品の受取金額： 49 000 円分 etc…	「西宮市妊婦のための支援給付事業電子クーポン発行業務仕様書」にあるとおり、「商品の価格（交換ポイント）が市場価格から乖離しないこと。」が仕様条件となります。事業趣旨に鑑み、電子クーポンを選択した妊産婦が現金（口座振込み）を選択した場合と比較し、不利益を被らないよう適切な交換レートを設定してください。
3	電子クーポンのご提供のみで配信作業は貴市側にてご対応いただくという認識でよいか？	お見込みの通りです。 機能要件・非機能要件一覧の項番3-5にて、一斉送付が可能なツールがあればご提案ください。
4	仕様書②電子クーポン項目内の「対象者の受取の意思を確認することができること」に関する事項について具体的にはどのような確認方法を想定しているか？	具体的な方法について市から指定するものではなく、業者提案により適切な仕組みをご提案いただければと思います。 (参考一例を示すと、電子クーポンを受け取るためのボタンを設置し、そのボタンを押下した日時が記録可能であること等の方法が考えられます)
5	仕様書②電子クーポン項目内の「電子クーポンの無効化」に関する事項について、実際に無効化したクーポン費用のご返金は不要という認識でよいか？	妊産婦が電子クーポンの受取りをしていない場合は、請求が発生しないため返金も不要です。 妊産婦が電子クーポンを受取り済みの場合は、クーポンを無効化にする必要が生じた要因、受託業者のシステム仕様等の総合的な状況を踏まえ、市・受託業者と協議のうえ当該費用の取り扱いについて決定することを想定しています。
6	提出書類のNo.7「納税証明書(国税等)」について、税務署(e-Tax)より電子交付を受けている場合、提出方法は電子媒体(原本)での提出は可能か？	電子交付された納税証明書については、電子媒体での提出も可とします。